

大阪府議会の「『日の丸』常時掲揚、『君が代』斉唱起立条例」強行可決に抗議する（談話）

2011年6月6日

全日本教職員組合（全教）

書記長 今谷 賢二

大阪府議会は、6月3日、「大阪府の施設における国旗の掲揚及び教職員による国歌の斉唱に関する条例」を「大阪維新の会」などの賛成多数により強行可決しました。憲法と教育の条理、民主主義に反する暴挙に対して、怒りをもって抗議の意思を表明します。

条例案を提出した「大阪維新の会」は、6月2日の教育常任委員会において、他のすべての会派が反対しているにもかかわらず、単独での可決を強行し、保守系の会派からも「条例化する必要はない」「審議の時間が短く拙速である」などの批判の声があがっていました。これは、急速な運動の広がりや背景に、大阪府民・教職員の思想信条の自由、教育の権利にかかわる重大な内容であることが幅広い府民の声と世論になったことの反映でした。にもかかわらず、府民的な議論を十分に行わないまま、数を力に押し通すやり方で、条例制定が強行されたことは、許されるものではありません。

条例が提案されて以来、大阪では教職員組合や市民団体を中心に広範な市民の共同が広がり、連日の行動がおこなわれてきました。街頭宣伝でのビラの受け取りもよく、府民の間でもこの条例に対する疑問や不満が広がりました。6月1日開かれた「緊急府民集会」には550人を超える参加者で通路だけでなくロビーにも人があふれ、「条例つくるな」という怒りが高まる場となりました。全教は、これらにとりくみに代表を派遣するとともに、集会には近畿各府県からの参加も要請し、運動の前進に貢献してきました。また、この問題は大阪府だけではなく全国的な広がりをもつ問題であると受け止め、全国からのFAX要請を呼びかけ、「条例を強行するな」の声が、府議会各会派に集中されました。こうしたとりくみが、急速な世論の広がりをつくったことは疑いありません。

そもそも、「国旗・国歌法」が強行成立したときでさえ、国旗・国歌の義務付けや尊重規定を設けることは適当でない旨の政府答弁が国会で行われ、法律に国旗・国歌の尊重を義務付ける規定が盛り込まれませんでした。条例案はこうした立法の経緯をまったく無視するものであり、法律の趣旨をも逸脱するものです。また、条例では、その目的として「府民、とりわけ次代を担う子どもたちが……意識の高揚に資する」と明記しています。教職員に「君が代」起立・斉唱を強制することは、子ども、保護者の思想・信条の自由を侵害することにつながり、教育に対する不当な介入そのものです。さらに、橋下知事は9月議会に不起立教職員の処分基準を定める条例制定をめざすとしており、教職員を力づくでねじ伏せ、教育の変質をねらう動きを一気に強めようとしています。このことは、教育の条理を踏みにするものであり、条例制定の強行は許されるものではありません。

全教は、教育現場における「日の丸・君が代」の押しつけを通じた教育と民主主義破壊を許さず、子どもと教育を守るとりくみ、とりわけ、憲法と子どもの権利条約が生きて輝く学校づくりに向けて、父母・保護者、国民のみなさんとの共同を広げながら、全力をあげる決意です。

以 上